

3.5 防災関連施設整備のための事業手法等

本項では、東北圏の防災関連施設の整備にあたり、活用可能な事業制度の参考として資するため、新規整備のほか、既存施設の耐震化・機能強化に関わる事業制度と事例を整理する。

3.5.1 防災関連施設整備に関わる事業制度

(1) 地域防災拠点施設整備モデル事業（内閣府）

- 本事業は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づいて都道府県知事が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に掲げられた地域防災拠点施設のうち、所定の要件を満たす施設を整備することにより、当該施設が整備される地域の防災性の向上を図るとともに、地域防災拠点施設整備のモデル事例を提供し、もって地震災害に対する地域住民の安全の向上に資することを目的とする。国が整備したものは県境に関わらず機能し、県が整備したものについては、その県における対象地域全域に対して機能することを想定するものである。
- 東北圏では、H20 八戸消防防災拠点施設（仮称）、H21 年度新潟市災害対策センター、H18 年度宮城県女川町津波避難センター（仮称）などが、本事業に採択されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 事業主体：地方公共団体● 補助率等：1 / 2（各事業箇所の国庫補助金の上限額は2億5千万円。なお、既存庁舎のリフォームによる整備の場合は、上限2億円。）● 補助対象：地域における津波避難や災害対策活動の中核的な拠点としての機能に加え、防災教育機能、備蓄機能を備えた施設の整備費用 |
|--|

- 以下に、事業実施要綱を示す。

地域防災拠点施設整備モデル事業実施要綱

平成 13 年 1 月 6 日府政防第 133 号決 定
平成 22 年 3 月 31 日府政防第 187 号最終改正

第 1 目的

本事業は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づいて都道府県知事が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に掲げられた地域防災拠点施設のうち、第 2 以後の要件を満たす施設を整備することにより、当該施設が整備される地域の防災性の向上を図るとともに、地域防災拠点施設整備のモデル事例を提供し、もって地震災害に対する地域住民の安全の向上に資することを目的とする。

第 2 整備場所

本事業による地域防災拠点施設は、自然的・社会的諸条件からみて地震災害発生時の危険性が高い地域のうち、災害対策活動の拠点としてふさわしい安全性、利便性等を備えた区域内に整備するものとする。

第 3 事業主体

本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

第 4 施設

- 1 本事業による地域防災拠点施設（既存建築物（過去に本事業により整備した施設を除く。以下同じ。）を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）は、地震災害発生時における地域の災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、地域の実情に応じて、次の各号に掲げる施設を備えるものとする。
 - 一 津波避難施設（津波の際に付近の住民等が避難できる空間）又は総合監視施設（情報連絡室、職員関係室、集会室）
 - 二 その他地域防災拠点施設の整備目的に適合すると認められる施設
- 2 本事業による地域防災拠点施設は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく市町村地域防災計画（事業主体が都道府県の場合にあつては、同法に基づく都道府県地域防災計画）において当該施設における次の各号に掲げる用途（総合監視施設を備える施設にあつては、第三号に掲げる用途を除く。）が定められているものとする。
 - 一 平常時における防災に関する知識の普及、教育及び訓練（防災教育施設を備える場合に限る。）
 - 二 地震災害時のための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（備蓄施設を備える場合に限る。）
 - 三 津波に関する情報の伝達及び避難

第 5 規模及び構造

本事業による地域防災拠点施設の構造及び規模は、次に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- 一 耐火構造であるとともに、地震災害発生時における振動等に耐える堅牢なものであること。
- 二 津波避難の機能を備えるものについては、津波の衝撃に耐えうる強度が確保されるとともに、避難計画人数の収容に必要な面積が確保できるものであること。

- 三 施設の利用上適切な面積が確保できるものであること。
- 四 平常時及び地震災害発生時における利用者の利便を確保できるものであること。

第6 事業計画の作成

- 1 本事業の事業主体の長は、当該地域防災拠点施設について事業計画を定めるものとする。
- 2 事業計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。
 - 一 地域防災拠点施設が整備される土地の区域
 - 二 地域防災拠点施設の整備に関する基本方針
 - 三 地域防災拠点施設における活動内容
 - 四 地域防災拠点施設の整備計画
 - 五 地域防災拠点施設の管理運営主体及び運営方法
- 3 本事業の事業主体の長は、事業計画を定める場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第7 他の施設との調整

本事業の実施に当たっては、事業実施地域周辺に係る国及び地方公共団体による各種施策及び公共施設との調整を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、内閣総理大臣より事業計画の承認を受けた施設については、第4第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、内閣総理大臣より事業計画の承認を受けた施設については、第4第3項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

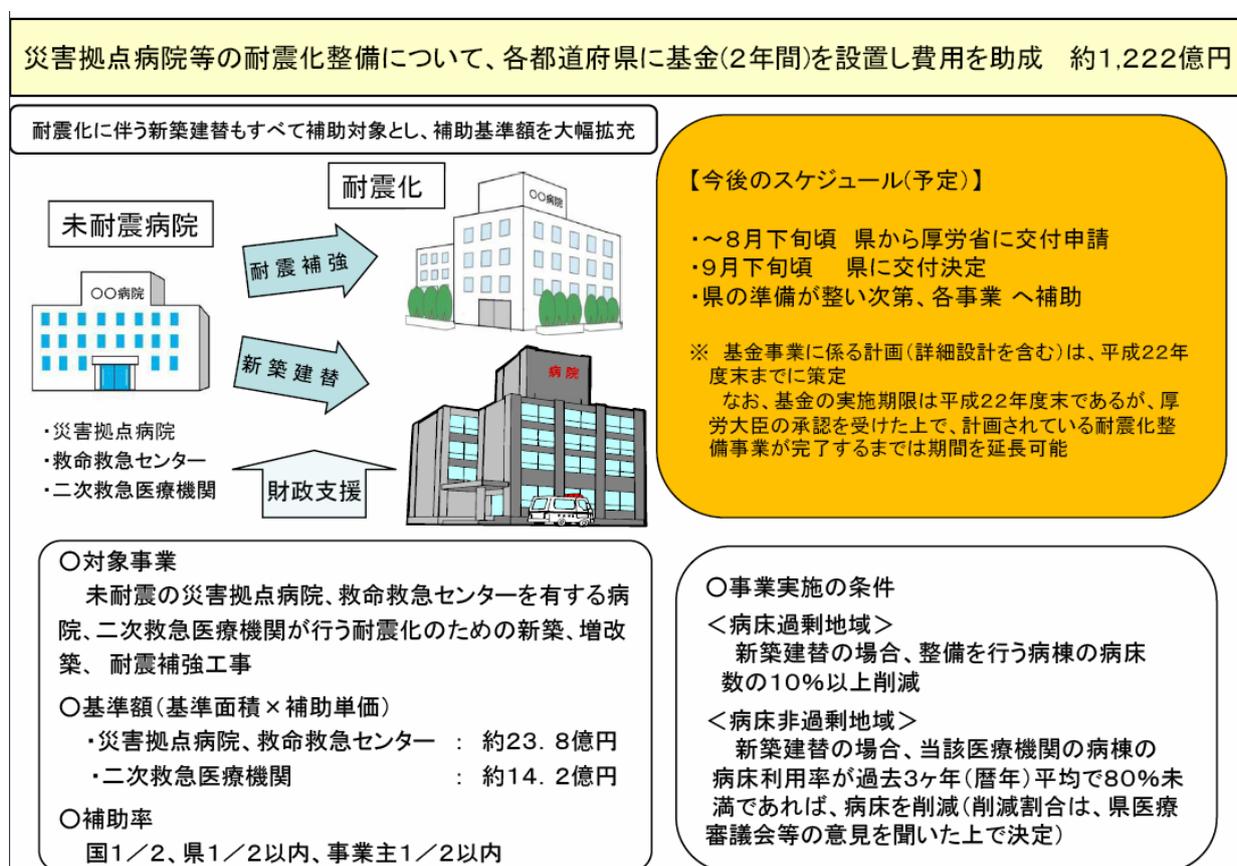
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 災害拠点病院等の耐震化整備

災害拠点病院と救命救急センターは全国に計約600施設あるが、すべての建物で震度6強以上の地震に対する耐震安全性の基準を満たしているのは、373施設にとどまっている。

臨時特例交付金は、拠点病院、センターと二次救急病院が対象で、希望のなかった秋田県を除く46都道府県が配分を受けて基金を創設。2010年度中に着工する医療機関に、申請のあった工費の2分の1を助成する予定となっている。

都道府県で上乗せ負担を決定、検討しているのは東京や長崎などわずか。ほとんどの施設は交付金以外の費用を事業者側が自己負担する見込みとなっている。



出典) <http://www.jiha.jp/taishin.pdf>

図 3.11 災害拠点病院等の耐震化整備

3.5.2 官民の連携協同による災害時拠点の確保

自然災害発生時に量的または質的に不足が予測される災害時拠点施設について、民間施設を民間企業等と連携を図って災害時拠点施設として確保・運営する方策が検討されている。

官民連携による災害時拠点施設に求められる主な機能は①情報収集・伝達機能、②災害対策本部および活動要員集結機能、③避難・収容機能、④医療・救護、保健・衛生機能、⑤物資備蓄・集配機能、⑥復旧機能に大きく分類される。

表 3.11 災害時拠点施設の機能と活用が考えられる民間施設

施設の位置づけ	機能分類	目的・施設としての機能(役割)	拠点施設としての機能(役割)	活用が考えられる民間施設
情報	情報収集・伝達機能	災害情報の収集・伝達手段	情報ネットワーク	情報ネットワーク
		被災者等への広報	放送、新聞、掲示板	放送施設 (FMコミュニティ放送局)
場所	災害対策本部及び活動要員集結機能	活動体制の確立 被災者相談・手続	災害対策本部、ボランティアセンター	空地、空室
		要員集結	対策要員宿舎	空地、空室
	避難・収容機能	避難収容(安全確保)	避難場、避難所	空き地、駐車場、ホール、ホテル・旅館、会議室、研修所、社宅等
		災害弱者(要援護者)支援	福祉避難所	ホテル・旅館
		帰宅困難者支援	支援ステーション	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド
避難路	避難経路協定	避難経路(民地)		
サービス	医療・救護、保健・衛生機能	医療・救護活動	消防水利	非常用井戸、防火水槽
		保健・衛生、防疫	トイレ	(仮設)トイレ
		遺体の処理等に関する活動	遺体安置、葬祭	冠婚葬祭場、ホール
	物資備蓄・集配機能(生活支援機能)	食糧、飲料及び生活必需品等の調達供給活動	貯水槽、備蓄倉庫、配給所、炊き出し	備蓄倉庫、倉庫、厨房施設、受水槽、井戸
		生活支援	入浴	入浴施設、ホテル・旅館
緊急輸送活動	物流基地	民間物流・配送センター、港湾施設、ヘリポート		
その他	復旧	施設、設備等の応急復旧活動	がれき、資機材置き場	工場内空地、未利用地等

出典)「官民の連携協働による災害時拠点の確保・運営方策について」JICE REPORT vol.15/ 09.07

●官民連携協働による災害時拠点の確保・運営方策に関するガイドライン（案）

災害時拠点施設の確保・運営が行えるよう、地元公共団体等に向けた「官民連携協働による災害時拠点の確保・運営方策に関するガイドライン（案）（国土交通省都市・地域整備局）」が作成されている。

官民連携による災害時拠点施設の確保・運営方策のポイントを以下に示す。

- ・災害時拠点施設の現状把握
- ・災害時拠点施設の機能に応じた要件の整理
- ・協力相手の見つけ方
- ・災害時拠点施設確保の促進に向けた条件整備
- ・災害時協定等の締結
- ・災害時拠点施設の管理・運営体制
- ・官民連携による災害時拠点施設の機能維持
- ・地域の活用による管理・運営体制

3.5.3 防災関連施設整備に関わる事業制度活用事例

～東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の事業手法～

- 首都圏広域防災拠点整備協議会において、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の具体的整備箇所、整備手法、確保する機能等が決定され、有明の丘地区、東扇島地区ともに、平成20年度に供用開始となっている。
- 有明の丘地区では、わが国初の国営防災公園事業として、都立公園と一体的に整備するという新たな事業制度を活用したものとなっている。

表 3.12 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の事業手法

整備箇所	有明の丘地区	東扇島地区
機能	被災時には広域防災のヘッドクォーター、広域支援部隊・災害ボランティア等のコア部隊のベースキャンプ、災害時医療の支援基地及び緊急輸送物資の中継基地として機能するとともに、平常時には合同訓練・研修や体験学習を行うことができるようにするとともに、人々の魅力的な憩いの場として利用する。	被災時には海外からの救援物資をはじめとした物流に関するコントロール、海上輸送から海上輸送・河川舟運・陸上輸送等への中継基地及び広域支援部隊・災害ボランティア等の一時集結地・ベースキャンプとして機能するとともに、平常時には防災についても意識しつつ、人々の魅力的な憩いの場として利用する。
整備手法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全体規模は 13.2ha 2. <u>我が国初の国営防災公園事業として、都立公園と一体的に整備。</u> 3. 災害発生時には国と八都庁市の合同現地対策本部が設置 4. 平常時には防災に関する学習・情報発信の拠点となる屋内防災体験学習施設等。 5. <u>拠点施設については内閣府と国土交通省との兼用工作物</u> 6. <u>周辺の公園（東京臨海広域防災公園）については東京都（都立公園 6.7ha）と国土交通省（国営公園 6.5ha）</u> 7. 平成 20 年 6 月 22 日竣工 防災施設供用開始（平成 21 年 1 月 16 日に政府の防災訓練を実施、想定は発災 3 日後） 8. 平成 23 年度全面開園予定（国営・都立） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>港湾整備事業として整備</u> 2. 全体規模は 15.8ha 3. 災害発生時には救援物資などの海上輸送、河川舟運、陸上輸送への中継基地、広域支援部隊の一時集結地、ベースキャンプとして機能。 4. 平常時のオープンスペースは、人々の魅力的な憩いの場として利用。
管理運営	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>維持管理費はアロケーションによる。</u> 2. 管理は、関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 3. <u>屋内防災体験学習施設の運営については民間の独立採算（運営方法を見越した体験学習施設や運営内容の詳細について民間業者の提案に委ねる。）</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>管理は、首都圏臨海防災センターの施設を関東地方整備局港湾空港部が管理、平常時のオープンスペース等は港湾管理者（川崎市）が管理</u> 2. 災害発生時には港湾管理者（川崎市）にかわって国が港湾広域防災施設及び国有港湾施設を管理し円滑な運用体制を確保する。（港湾法を一部改正） 3. 防災資材を備蓄（敷鉄板、照明器、トイレ、自転車、リヤカー等）

< の >



エントランスホール



拠点施設（本部棟）



本部会議室



オペレーションルーム（2Fから）

< 東 島地 >



首都圏臨海防災センター



広域防災拠点施設（内閣府）



備蓄用テント



備蓄用テント内（敷鉄板）



備蓄資機材（照明器）



備蓄資機材（トイレ、自転車、リヤカー等）

図 3.12 東 海部における基 礎的防災拠点 出所) 東北地方整備局 企画部 防災課

